

令和6年度

美瑛町議会予算審査特別委員会会議録

(第4号) 3月14日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 6 年度美瑛町議会予算審査特別委員会

令和 6 年 3 月 1 4 日 午前 9 時 3 0 分開議

議案第 1 4 号 令和 6 年度美瑛町一般会計予算について

○出席委員（12名）

委員長	5番	保田	仁
副委員長	12番	山本賢一	
委員	1番	武田信玄	
委員	2番	桑谷	覺
委員	3番	京屋愛子	
委員	4番	興梠勝也	
委員	6番	青田知史	
委員	7番	白石久代	
委員	8番	坂田昌則	
委員	10番	八木幹男	
委員	11番	谷本憲一	
委員	13番	高田紀子	

○欠席委員（なし）

○出席説明員

税 務 課

課	長	川 合 実智代 君
課長補佐兼住民税係長		高 島 真由美 君
課長補佐兼資産税係長		平 田 敦 史 君
納 税 係 長		佐 藤 大 君

総 務 課

課	長	新 村 猛 君
課 長 補 佐		真 鍋 大 輔 君
総 務 係 長		餌 取 良 君
財 政 係 長		柴 田 崇 史 君

○書記

事務局 長 今野 聖貴 君
次 長 竹本 匡志 君

開議挨拶

○委員長（八木幹男議員） 皆さんおはようございます。予算審査最終日となります。論点整理をしてしっかりと議論頂ければなと思ってますので、よろしく願いをいたします。

開議宣告

○委員長（八木幹男議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12人であります。

議案第14号 令和6年度美瑛町一般会計予算について

○委員長（八木幹男議員） 初めに、税務課所管の予算内容について、川合税務課長の説明を求めます。

（「はい」の声）

川合税務課長。

○税務課長（川合美智代君） おはようございます。令和6年度税務課所管の予算概要について説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたします。予算書は63頁から64頁、事業概要書は14頁になります。第2款総務費、第2項徴税費の総額は、前年比367万1,000円減の1,766万7,000円を計上しました。第1目税務総務費は、負担金補助金、会計年度任用職員報酬などで、前年比127万3,000円増の714万9,000円を計上しました。増額の主な要因は、会計年度任用職員の報酬の増によるものです。農業所得税対策協議会事業の実績につきましては、資料の1頁になります。

第2目賦課徴収費は、賦課徴収に係る手数料負担金、委託料などで、前年比494万4,000円減の1,051万8,000円を計上しました。賦課徴収費の減額の主な要因は、令和3年度が3年ごとの評価替えの基準年度のため、路線価付設に伴う経費が皆減になっていることによるものです。令和6年度は、固定資産評価に係る経費を一つにまとめ、新たに固定資産評価事業として76万6,000円を計上しております。また、事業概要書の14頁に記載のとおり、令和6年度は、個人住民税の電子申告など、地方税電子申告システムの標準化に伴う改修を行います。

次に、歳入の説明をいたします。予算書の11頁、12頁になります。第1款町税の総額は、

前年比2,224万6,000円減の10億9,623万6,000円を計上しました。第1項町民税は、定額減税及び農業所得の減を見込み、前年比5,000飛び84万1,000円減の4億1,893万円で、個人分では、前年比5,328万2,000円減の3億5,287万2,000円、法人分は前年比244万1,000円の増の6,605万8,000円としました。

第2項固定資産税は、2,329万8,000円増の5億96万1,000円で、償却資産の申告後申告額が増えたことにより増額しております。

第3項軽自動車税は、50万9,000円増の3,628万2,000円で、新規取得に係る環境性能割、種別割ともに若干の増額を見込みました。

第4項たばこ税は、421万9,000円増の7,688万円を計上しました。売渡し本数が前年増加していることにより増額を見込んでおります。

第5項入湯税は、観光客数が増加していることから、29万8,000円増の1,886万6,000円としました。

第6款都市計画税は、27万1,000円増の4,431万7,000円で、若干の増額を見込んでおります。

次に、予算書の23頁、24頁になります。第15款道支出金、第3項道委託金、第1目総務費委託金、第2節徴税费委託金は1,380万円を計上しました。個人道民税徴収に係る取扱い交付金です。

次に、予算書の25頁、26頁の第20款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、第1節は延滞第1節延滞金は科目設定として1,000円を計上しております。町税は歳入の中でも重要な自主財源であり、公平・中立・簡素の税の3原則を遵守し、業務を努めてまいります。また、令和7年度を目標とした基幹税務システムの標準化共通化に向けて、業務の電子化を進めてまいります。徴収に関しましては、上川広域滞納整理機構を初めとした各機関とも連携しながら、適法適切に滞納処分等を行い、滞納整理に努めていきます。

以上説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（八木幹男議員） それでは、予算書の63頁及び64頁、第2款総務費、第2項徴税费、第1目税務総務費及び第2目賦課徴收費について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで税務課所管の歳出に関する審査を終わります。

これから、一般会計の歳入について審査を行います。初めに、税務課所管の歳入、予算書の11頁及び12頁、第1款町税、第1項町民税、第1目個人から第6項都市計画税第1目都市計画税までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

1 番、武田委員。

○委員（武田信玄議員） 1 番。課長、税務課長に、お聞きしたいんですけど、日本人としての 3 大義務、何があるかを教えてください。分かれば。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 川合課長。

○税務課長（川合美智代君） 教育、納税、労働だったと。違いましたでしょうか。だと思えますが。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 1 番、武田委員。

○委員（武田信玄議員） ちょっとはつきり、分かるんだけど、はつきり言ってください。聞こえない。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 川合課長。

○税務課長（川合美智代君） 教育、納税、労働だと思ってます。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 1 番、武田委員。

○委員（武田信玄議員） 徴収において過去にね、やはり納税の納税者に直接、今何か整理機構が上川地区のあるんですけど、それは別としても、数年前、まだそんな昔じゃないですかね。やはり対等にあって、納税の義務を果たすという、そういうことはずっと長年培われてきたわけですけど、そういう指導中でない、徴収の仕方が、対面なほうが、納付率が向上すると思うんですけどその辺はどうですか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 佐藤係長。

○納税係長（佐藤 大君） ただいまご質問頂きましたことに対して回答いたします。徴収の仕方については、対面の徴収とかという方法もあるんですが、基本的には文書の通知を行い、それでも文書を送付しても反応なければ、滞納処分とかを行うような方針をとっております。以上です。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 1 番、武田委員。

○委員（武田信玄議員） できればね対面で、対面で徴収までどうしてもできないのは仕方ないんですけど、対面徴収ちゅうのは必要で必要だと私は思います。過去においてもやはり税務課の努力によって、税金がね、徴収された。過去においては、やはり場合によっては夜中まではいかないけどね、いわゆる時間外以上に努力している姿が見られんですけど、その辺は、鑑み、

考えて徴収していったら、徴収したらいかななものかと思えますけど、どうですか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 川合課長。

○税務課長(川合美智代君) 過去には対面が大事だということで徴収に戸別徴収ということも盛んに行っておりましたが、最近では、やはり経費の問題もありますし、個人、プライバシーの問題とかいろいろありますので、最近では督促状を出して、それからそれでも対応してくれない場合は催告状を送りとかっていう、その順序をおってやるのが今の徴収のやり方になっております。その方法を採用してからは、徴収率もぐんぐん上がってきておりますし、このまま、対応できないもの、精いっぱい対応して、それにそれでなおかつ難しい困難な事例については、滞納整理機構のほうにお渡しするという方法を今後も続けていきたいと思っております。以上です。

○委員長(八木幹男議員) よろしいですか。

(「はい」の声)

ほか質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、予算書の23頁及び24頁、第15款道支出金、第2項道委託金、第1目総務費委託金中、第2節徴税費委託金について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、予算書の25頁及び26頁、第20款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、第1目延滞金について、質疑を許します。

(「はい」の声)

6番、青田委員。

○委員(青田知史議員) 6番、青田でございます。よろしく申し上げます。せっかくなんで私も一つ伺いたいと思います。延滞金、例えばですねいろんなこう税、ここに書いてありますけれども、例えばの入湯税のですね延滞なんていうのは過去にあるのか、何かその辺りについてまず伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 高島補佐。

○税務課長補佐(高島真由美君) おはようございます。よろしくお願ひいたします。入湯税につきましても申告納税という形をとっておりますので、ご申告を頂いて、幾らの方が宿泊をされた、入浴をされたということに対して、ご申告後、翌月15日までに納付を頂くということ

になっておりますので、原則としては延滞金は発生しておりません。ただですね、実地調査というのをしております、その際に、帳簿等の不備があったときに遡って賦課をさせていただく場合がございます。その場合に、延滞金がかかる期間になっているかどうかというのを計算をしまして1,000円以下切捨てということで、実際としては、翌年中とかに指導させていただいておりますので、延滞金が発生したという事例はありません。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 6番、青田委員。

○委員(青田知史議員) 答弁頂きました。先輩議員からちょっと銘を受けて、たばこ税の延滞がないのかということですね、かわりに伺いたいと思いますが。お願いします。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 高島補佐。

○税務課長補佐(高島真由美君) たばこ税につきましても同じくですね、申告納税という形になっております。売上げた本数に応じて、税金を町に納めていただいておりますので、たばこ税に関する延滞金というものは発生しておりません。以上です。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで税務課所管の歳入に関する審査を終わります。

暫時休憩します。

税務課の皆さん、ご苦労さまでした。

休憩宣言(午前9時44分)

(税務課説明員 退室)

(総務課説明員 入室)

再開宣言(午前9時45分)

○委員長(八木幹男議員) 総務課の皆さんよろしくお願いをいたします。

休憩前に引き続き委員会を再開します。

総務課所管の歳入。予算書の11頁から14頁まで、第2款地方譲与税、第1項地方揮発油譲与税、第1目地方揮発油譲与税から、第11款交通安全対策特別交付金、第1項交通安全対策特別交付金、第1目交通安全対策特別交付金までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

2番、桑谷委員。

○委員(桑谷 覺議員) 桑谷です。せっかく来たんですから、ちょっと質問します。11款の1項1目、交通安全特別交付金ですね。私も前から聞いてるんですけどね。聞いてるからこの

特別交付金で110万。110万だったかな。頂いてるんですけどね。この特別交付金ってね、私も大体分かってるんですけどね、本当にね、交通違反の反則金が、これに来て、これが反則金でこれが頂いているという話聞いたんですけど、これは反則金が多くなれば、多くなるほど増えるということで、そういうことでよろしいんですか。お願いします。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 柴田係長。

○財政係長(柴田崇史君) 委員おっしゃるとおり交通反則金の事故発生件数が、の2分の1が交付金の積算根拠となってございます。ただ、そのほかにですね、人口集中地区の人口の割合、また、道路延長なども考慮した中での交付金となっております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 2番、桑谷委員。

○委員(桑谷 覺議員) そういうことで分かればいいですけど。なぜかしたら、反則金でね、我々が交通安全なんか対策に使っていうと何か反則金した人に申し訳ないような気もするけど、反則している人はそういう反則金を収めて、それなり有意義に、反則金の罰金払ってる人が、そういう金が有効に使われてるんなら、私もうれしく思いますね。分かりました。そういうことで、反則金が頂いてるってことで分かりました。はい。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 柴田係長。

○財政係長(柴田崇史君) 美瑛町としましても交付金のほうを有効に使わせていただき、道路の維持管理等の経費に充当するわけでは、一般財源なんで充当するわけじゃないですが経費のほうに充てていきたいと思っております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) ほか質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、予算書の13頁から18頁まで。第12款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目総務費負担金から第13款使用料及び手数料、第2項手数料、第4目土木手数料までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、予算書の17頁から20頁まで、第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金から第3項国庫委託金、第3目土木費委託金までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、予算書の19頁から24頁まで。第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金から第3項道委託金、第3目土木費委託金までについて質疑を許します。ただし、第3項道委託金、第1目総務費委託金中、第2節徴税費委託金を除きます。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、予算書の23頁から26頁まで。第16款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入から第2項財産売払収入、第2目物品売払収入までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、予算書の29頁及び26頁、第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金から第19款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

13番、高田委員。

○委員(高田紀子議員) 高田です。26頁の18款2項1目、基金繰入金のまず、7番の民有林環境保全基金繰入金が1,000万の計上されているのですが、この1,000万について、令和5年も1,000万の計上されているんですけども、この活用についてお伺いいたします。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 柴田係長。

○財政係長(柴田崇史君) 今委員のお話のありました民有林環境保全基金繰入金につきましては、令和5年度と同じく、豊かな森づくり推進補助事業のほうで、充当させていただいているところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 13番、高田委員。

○委員(高田紀子議員) 13番、高田です。はい、分かりました。ありがとうございます。続いてですね、次の8番の森林環境譲与税基金繰入金についてお伺いいたします。最初に本年度、本年度、すいません。令和6年度から、町民の方たちに納税をしていただくようになります。ということは、町民の方たちにこの使い方をしっかりと説明していくっていう責任もあるところで、それで、その活用の考え方についてまずお伺いいたします。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 柴田係長。

○財政係長（柴田崇史君） 森林環境譲与税の使い方の考え方ということなのですが、今年度も事業各事業に充てさせていただいておりますが、ベースとしましては森林環境の関連する事業に充てさせていただき頂いているところです。ちなみに資料のほうでも、提出させていただいてますが、各種10事業について充てさせていただき町民の方たちにも明確にさせていただいているところです。以上です。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 13番、高田委員。

○委員（高田紀子議員） 13番、高田です。この森林環境譲与税の創設されたときにですね、まず町のほうで森林環境譲与税の活用に向けた基本方針っていうのを5年間なので、今年度令和5年度までの基本方針を立てていらっしゃるんですけど、その中で、4つの方針として、1森林整備の推進、2人材育成担い手確保、3木材利用の推進、4普及啓発のこの4つの方針に基づいて適切な森林整備やその促進につながる取組を、計画的かつ効果的に進めると。そういう風に方針を立てられています。この環境税が確立されたのは、森林林業のほうで、課題が、課題解決に向けての環境税の設立でしたので、現状を今、今回令和6年度の活用方法を見させていただいたんですけども、ここってしっかりと美瑛町が美瑛町の森林をどう守っていくかっていうところを、全体的に考え方をしっかり持ってもらって、それこそこれって、国のほうでは、最初のときに効果ガス排出削減の目標の達成と災害防止を図るための森林整備のために、国のほうの予算がしっかりと安定的に予算確保ができないっていうところから、環境税もつくられているので、今回の予算配分を見ると、各課での事業を行っている中で、木材利用とか、はっきりと木材利用しながら普及も考えていらっしゃるんですけども、どう見ても、各課で事業を行っている、その事業予算に充てているとしか見えていなくて、はっきりと美瑛町の森林をどう活用し、森林を育成していくかっていうところを明白な形で事業を進めていかなければ、町民の方たちに対しての説明責任、またこれから会計検査もこれ、譲与税の使い方には会計検査も入ってくるはずなんですよね。そこでちゃんとした説明等効果がはっきりしていかないと、この事業が縮小される可能性もありますので、これからですねこれ、今年から本当に町民から納税を頂くということなので、町のほうで各課それぞれ皆さん検討頂いて、森林林業の課題解決に向けたところを重点に考えて、事業の、すいません、税、この税の活用をしていただきたいと思います。考え方を再度お伺いいたします。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 真鍋補佐。

○総務課長補佐（真鍋大輔君） 今委員おっしゃられましたとおり、森林環境譲与税につきましては町民から今後頂いていくという形になっていきますので、町としましてもその活用方法等

につきましてはですね、十分検討した上で事業化を考えていきたいと思えます。ただ、議員おっしゃられた中でもですね森林環境譲与税を財源にただ充てているだけというようなご指摘もあつたんですけども、譲与税ができたことによってですね新たに事業化を行つた事業などもあります。また他課にほかの課にわたつてですね住宅取得助成に対して地域材の活用を促すような補助を設けたりですとか、そのほかにも木育活動としまして、森の輪プロジェクトお子さんにちっちゃい輪っかですね、小さいときからの木育教育なんかも含めて事業化を行つた部分もございます。ただそれをさらにもっと住民の方にも分かりやすくしていくためにですね、活用状況ホームページでも公表等今現在も行つておりますけども、さらなる事業化に向けてですね今後予算査定のとき等々においても、検討を重ねていきたいと思えます。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 13番、高田委員。

○委員(高田紀子議員) 13番、高田です。当これまでの環境税ができてから5年間の間、林業関係のほうにも、活用を使つていただいているところは理解はしてるんですけども、そのほかにですね定住住宅とかでも、助成の中に木材活用、それこそ認証のされた木材の活用とかも、助成をされているんですけども結果的に見て、今のところ思うように利用されているようには見えていないところもありますので、ですので、木材利用とはやっぱりそこは普及していくということの前提を考えて、ちょっと、例えばですね、公営住宅とか、それから今移住者のための定住のことを考えてつていうところで、住宅の木材を使つたりとか今それこそ、木材、ペレットとか薪使用とかつていうストーブを使うとかつて言つてますけど、1棟でもどこかででもいいんですけど、改修した中で木材をこれだけ使つてそれでペレットストーブ置きました。それを利用した、利用してもらつたような形。そういうおうちがあるつていうか、そういう状況のところをお見せするつていうか町民の方もそうですね、移住者の方ですけども、実際木材を使った、改修でも何でもいいですよ。もっと木材を利用したらつていうお家なんですつていう、姿を見せて宣伝PRつていうような形をつくつて、それを宣伝普及して、木材でお家を建てるにしても、改修するにしても、木材を利用していただけないかなつていう風に考えてますので、ただ、助成をつくりました、助成金をつくりましたからどうぞこれを使つてくださつて言つても、なかなかそこが現状のPRになつていないので、木材がどうつて本当に使われているのかつていうところで、公共施設ははつきりて町は美瑛町は本当に公共施設にしっかりと木材を使つていただいているんですけど、今は今度個人だつて思つたんですよ。個人のところでどうつて使うかつていうところをしっかりとつて、そこをPRしながら、木材利用の発展に、促進につなげていただきたいと思えますのでよろしくお願ひいたします。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 新村課長。

○総務課長（新村 猛君） 今、高田委員のほうから様々ご意見ご指摘頂きました。我々もですねこの森林の持つ機能ですね、特に美瑛町においてですね、多くの森林ございますのでそういった機能をですね将来的にも持続可能なものとしていくという視点で、こういった財源をですね、有効に活用していきたいなというふうに思っています。そういったところの取組をですね、町民の皆様にも、分かりやすくですね、広報等を通じて取組をですね、ご紹介していくということに今後とも取り組んでいきたいと思えます。それから、まちづくり推進課の今回の予算の中で、カーボンニュートラルの部分で、木質の暖房ですね。そういったものの導入に対しての助成等も制度化を、今回、ご提案をしております。今回そういった査定の中でですね、そういった使った方が実際どういったメリットがあるのか、どういった効果があるのかということですね、しっかりとPRするという事も踏まえまして、モニタリングということで、制度設計をしていくということにしておりますので、少しずつでありますけれども、そういった実際の活用について、広く、町民の方にご紹介できるような取組をしていきたいなという風に思っております。以上です。

○委員長（八木幹男議員） ほか質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、予算書の25頁から30頁まで、第20款諸収入、第2項預金利子、第1目預金利子から第5項雑入、第4目雑入までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田委員。

○委員（青田知史議員） おはようございます。6番、青田でございます。改めましてよろしくお願いたします。20款5項4目雑入、説明欄1番のコピー印紙代、15万9,000円、これを例にですね、町の受益と負担の適正化といいますか、町民サービスとして、受益を受ける方がいると。ただ、応分の負担をね、受益者負担をきちんと求めていくというその受益と負担のバランス、それを考えてですね、やっぱりこう今後、運営をしていくというのは、どこの自治体にも求められていることだと思います。それでコピー代なんかですね、例えばこれ町内会の総会等で総会資料を印刷してくださいということで、役場に持ち込まれたりだとかってということもあるかと思えます。それで、町内会の維持とかってということになりますとね、やはりそれは町のほうにとっても大事な事業というか、ことになるかと思えますので、その辺り、ただにしてもいいんじゃないかという考え方も町の人にはあるかと思えます。ただ、やはりその受益と負担の公平性、公平性というか適正化ということ言えば、やはりその辺りについてはですね町民に理解を求めなきゃならないというところもあるかと思うんですけども、根幹のところはちょっと小さくくりになるかと思うんですけど、受益と負担の適正化について、

町としてはどのようにお考えか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 餌取係長。

○総務係長（餌取 良君） 行政区町内会活動に関する印刷等のご依頼等も、総務課の総務課のほうでお受けしてございます。基本的には、それぞれの町内会のほうで費用のほうをご負担頂いているのが現状です。現在の仕組みとしましては、行政区町内会の活動に対して町から交付金を支出させていただいて、その費用の中でそれぞれの活動を進めていただいているところでございます。受益者負担の考え方につきましては受益者負担過大にならないようにですね、行政側のほうも、様々な取組事務の見直し等も行いながらですね、サービス提供に要する費用の縮減こちらに努める必要があるかという形で考えてございますが、それぞれ公的な活動されている団体もありましたら、その中に一部独自の部分等も含まれておりますので、多くの皆様にご理解頂けるような、料金設定に努めてまいりたいと考えております。以上です。

(「はい」の声)

6番、青田委員。

○委員（青田知史議員） 答弁頂きました。財政ね、美瑛町の場合もやっぱりいろんな課題、これから持続可能なのか、財政運営をしっかりとやっていかなきゃならないということもあって、やはり行政サービスもただではないということをやったり住民に理解してもらわないとならない、コストがかかっているんだよというのは本当大前提だと思うんですね。だからそこでやっぱりこう応分の負担を求めていく、ただ今答弁にもあったように、過大にならないよということとは本当に大事なことであって、どこでね、その負担を求めていくのか。例えば地域人材育成研修施設のシーツの洗濯代とかっていうのもあります。昨日も、担当課とのやりとりがありましたけれども、やっぱりこう料金もね上げることが必要じゃないのかっていうそういうこともね、やっぱりこう全庁的に考えていかなきゃならないそんなこともね。ただ、一方でね、企業版ふるさと納税とかふるさと納税がどんどん入ってきたねその部分はあれだけでもまだまだ美瑛町、しっかりとね、財源確保しながら、しっかりと何ていうか、将来を見据えて運営していかないとならない、料金設定も含めてですね、そういう風な時代なのかなという風に今のところ考えてはいます。やっぱりこう求めるときには求めなきゃならない部分もあるかと思うその辺り、町民のほうとの行政区長会議とかあるかと思えますけれども、やはりその辺りしっかりですね、情報も開示しながら、ある意味、理解を求めていくという姿勢は必要かと思うんですけれどもその辺りのお考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 餌取係長。

○総務係長（餌取 良君） 受益者の皆様といいますか利用料、お支払い頂いている皆様、それ

ぞれの内容によってですね、公益性のある取組もございましたら、独自の部分の取組もあるということで、性質が様々ございます。そういった中で公益性の高いものについてはこれまでも、減免をさせていただいてる部分もございまして、それ以外の部分については適正な価格設定をさせていただいた上で、お預かりしている部分もございまして。今後も様々な活動が続いていく中で、このあたり、随時見直しをしながら行っていく必要があるかと思っております。例えばコピー料の印刷料にしますと、委託、町のほうから、機材をですね、委託をして導入しているかかる実費の部分と、それを印刷する役務の部分と複数の性質をまたがることから、物によってですね、単価の見直しが可能な部分もございまして、このあたり状況に応じて対応していきたいと考えております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 6番、青田委員。

○委員(青田知史議員) 頂きました。本当にみんなのまちづくりということで、町民も理解してもらいながら進めていっていく必要があるのかなと思っておりますその中で、最後になります。いよいよ予算審査特別委員会も最後で私の質問これ最後になるかと思うんですけども、説明欄の今とこですね、32番、精通者謝金というのがあります。これかなり古い言葉なのかなと思うんですけども、精通者というのは物事に精通している人に対しての何ていうかな、謝金ということで、恐らく役場の職員の方がですね何かどっかに行って、多分町外になるかと思っております。本当はそのお金のやりとりというのはちょっと、どうなのか分からないですけども、精通者の謝金というその、お礼金ですね。そういう科目があるんですけども、その精通者謝金、これ果たしてどのようなものなのか、伺いたいと思っております。

○委員長(八木幹男議員) 休憩します。

休憩宣言(午前10時08分)

再開宣言(午前10時10分)

○委員長(八木幹男議員) 真鍋補佐

○総務課長補佐(真鍋大輔君) すいません、失礼いたしました。ご質問頂きました32番、精通者謝金ということだったんですけども、振興機関におきまして税務課長が臨時税理士という形で税理士資格を与えられることになっております。それに対する、税務署からの謝金で精通者謝金という形で入金されたものでないかと記憶しております。以上です。

○委員長(八木幹男議員) ほか質疑ありませんか。

(「はい」の声)

13番、高田委員。

○委員(高田紀子議員) 同じく雑収入の中の36番団体事務費についてなんですけど、まずこの団体事務費は何か所ほどあるのか。教えていただけますか。

○委員長（八木幹男議員） 休憩します。

休憩宣言（午前10時11分）

再開宣言（午前10時12分）

○委員長（八木幹男議員） 再開します。

（「はい」の声）

柴田係長。

○財政係長（柴田崇史君） 団体事務費につきましては、社会教育団体の事務費となっております。団体数まではちょっと私のほうでも把握して、すみません。確認します。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 13番、高田委員。

○委員（高田紀子議員） 13番、高田です。すいません。ご面倒をおかけしました。美瑛町の中で団体とかそれこそ行政に関わる団体もありますけれども、たくさんの団体があって、それで、各課に関わる、団体とかも、業務に関わる団体、行政に関わる団体もそれぞれ、ある中で、やはりちゃんと事務費をもらうっていうところもあるとは思いますが、どう見ても、どう見てもっていうか職員の方々の業務を見ていますと、はっきり言うと団体さんがちゃんと事務をしなきゃいけないところを、そこがうまく効率回らなければ職員の方がそこを支援しているかなっていう風に見え身請けられるのが多々、ある、ありますよね。っていうかありますよねというか、身請けられるんですね。やはりそこは町民の方たちの団体であってそして行政に関わる団体であるところもあるので、やはりそこは行政なのでお手伝いしなきゃいけないかなという風には思うんですけども、そこにやはり傾ける労力っていうところにも負担がかかっているのではないかなっていう風に、考えるところもありまして、ここをどうこうというんじゃないんですけども、やはりその職員の労力っていうところを考えると、もう少し軽くできるようなっていうか、それこそ事務費をはっきりとそこに徴収するなりとかっていうのも明白にしてもいいのではないかなあという風に感じたものですから、ちょっとご質問をさせていただきました。ちょっとその辺の考え方っていうか、今のところ何かそこが課題になっているところがないのか。全体的にお伺いいたします。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 新村課長。

○総務課長（新村 猛君） 町内において様々な団体ございます。先ほどの青田委員のお話の中の例えば、町内会行政区もそうですし、そのほか趣味の中の団体もございますし、行政に対して様々なご支援を頂いている団体、いろいろな性質のものがございます。その中で全体的に言えることはですね、そういった団体の担い手もですねここ最近特に少なくなっていて、そういった事務の負担もですね増えているというのも事実かという風に思います。そんな中で、

人的な負担をですね、役場職員が担っていく部分と、あと経費的な部分ですねその辺を、行政、行政が担っていく部分と、大きくは両面あるかという風に思いますけども、私どもとしましては今までのそういった活動をしていただける様々な団体がありますので、可能な限りそういったサポートをですね、していきたいという思いはございます。ただその受益と負担の先ほどの問題もございますけども、バランスを持った中で支援をしていくというのが、必要になってくるのかなという風に思いますし、その中で過度な、例えば職員の負担がですね生じるようなことが今のところはそうは捉えておりませんけども、今後ですねそういった部分が出てくるようであれば、違ったその方策をですね、ちょっと、我々としても考えていきたいなという風に思っています。いずれにしましても、そういった団体のサポートというのはですね、行政としても必要だという風な認識を持っておりますので、今後ですね、様々な面から検討していきたいというふうに思っています。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

7番、白石委員。

○委員（白石久代議員） 番号が38番で分からないので教えてください。この自然の家の水道利用料ってというのは、これは何か教えてください。

○委員長（八木幹男議員） 柴田係長。

○財政係長（柴田崇史君） 昨日もお話がありました、文化スポーツ推進課での自然の家の水道を住民の方に引いている部分がありまして、それに係る負担金ということで使用料のほう頂いているところでございます。水道が学校を通過して。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 真鍋補佐。

○総務課長補佐（真鍋大輔君） 今柴田係長のほうから答弁あったんですけどもちょっと補足といたしまして、二股自然の家でですね給水を受けている水道につきまして自然の家の敷地町の敷地を通過して個人の方ですとか、地区の会館にですね、分配してると思いますか、配分してると思いますか、してるんですよね。町の敷地内に個人の方の給水管が敷設されておりますので、その土地に係る分の使用料という形になります。以上です。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、予算書の29頁から32頁まで。第21款町債、第1項町債、第1目総務債から第8目臨時財政対策債までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田委員。

○委員（青田知史議員） よろしくお願ひします。ちょっと唐突で誠に申し訳ないですけどちょっと思ひつゝいたんですね、ちょっと大きなくくりというか、過去の町長の答弁も求めたことありまして、財政係長でも総務課長でもいいんですけども、臨時財政対策債ありますよね。臨時財政対策債っていうのは、本来は地方交付税できちんと交付される分が国に財源がないから、それで臨時財政対策債を使ってというようなことで理解してるんですけども、今回予算見ると、金額的にはやっぱり予算的に減ってきますよね。国のほうの動向もあるかと思うんですけども、臨時財政対策債っていうのはですね、果たしてそのこれから、やっぱり縮小というか、そういう風になっていくものなのか、やっぱり国の財源があればですね、当然交付税措置を求めていくというのが当たり前だと思うんですけども、臨時財政対策債、役割を終えつつあるのかなと、そういう印象があるんですけども、あくまでも感想で結構です。予算とはちょっと、考える中では大事なことももしれないですけども、臨時財政対策債、果たしてその今後どういう風になっていくのか、その見通しというか、財源確保のためには、一助になってるかと思うんですけども、財政臨時財政対策債についてどのようにお考えか伺ひたいと思います。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 柴田係長。

○財政係長（柴田崇史君） 委員おっしゃるとおり今臨時財政対策債はどんどん減額になっております。お話ありますように国が地方交付税を出す際に足りない分をこちらのほうで起債で賄っているという状況でございます。こちらの分につきましては、元利償還金が後年に対して交付税で入ってくるというような流れになっております。基本的には臨時財政対策債については廃止の方向でいっていいのかなという風に思っています。ただそのためには国の交付税の法定率等がちゃんと上がってきて、町の財政規模に合わせた適正な交付税が入ってくるのであればというような話でございます。現在の状況、交付税も増えてきているところがあります。それが臨時対策債が減ってきた。入ってきて適正に入ってきてためたという風に認識をしているところでございます。以上です。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、予算書の2頁から7頁まで、第1表歳入歳出予算、第2表債務負担行為及び第3表地方債について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、予算書の8頁から10頁まで。歳入歳出予算事項別明細書の1総括の歳入及び歳出に

ついて質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、予算書の192頁及び193頁、地方債の前々年度末における現在高及び前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書について、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、予算書の194頁から199頁まで。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み、及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで令和6年度美瑛町各会計の予算審査の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

総務課の皆さん、ご苦労さまでした。

休憩宣言(午前10時24分)

(総務課説明員 退出)

再開宣言(午前10時25分)

○委員長(八木幹男議員) 休憩前に引き続き、委員会を再開します。以上で令和6年度美瑛町各会計の予算についての質疑は終了いたしました。

お諮りします。当特別委員会の意見調整を小委員会で行いたいと思います。異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、意見調整は当特別委員会の小委員会で行うことに決定いたしました。

それでは、意見調整をする間、休憩します。

休憩宣言(午前10時25分)

再開宣言(午前10時29分)

○委員長(八木幹男議員) 休憩前に引き続き委員会を再開します。小委員会での意見調整が完了しましたので報告します。

お諮りします。当特別委員会の審査については、小委員会の答申もあり特に意見を付さないで委員長報告をすることにしたいと思います。異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、当特別委員会の意見については、特に意見を付さないで委員長報告することに決定いたしました。

これから討論を行います。初めに、議案第14号について討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認め、これで議案第14号についての討論を終わります。

次に、議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第15号についての討論を終わります。

次に、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第16号について討論を終わります。

次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第17号についての討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第18号についての討論を終わります。

次に、議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第19号についての討論を終わります。

次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第20号についての討論を終わります。

これから、議案第14号の件を採択します。議案第14号、令和6年度美瑛町一般会計予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手お願いをいたします。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号の件を採択します。議案第15号、令和6年度、美瑛町老人保健施設事業特別会計予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号の件を採決します。議案第16号、令和6年度美瑛町白金泉源事業特別会計予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号の件を採決します。議案第17号、令和6年度、美瑛町水道事業会計予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第17号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号の件を採決します。議案第18号、令和6年度、美瑛町公共下水道事業会計予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第18号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号の件を採決します。議案第19号、令和6年度美瑛町水力発電事業会計予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第19号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号の件を採決します。議案第20号、令和6年度美瑛町立病院事業会計予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第20号の件は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました7議案の審査は全て終了しました。

○委員長(八木幹男議員) 不慣れな委員長でありましたが、委員各位の多大なるご協力によりまして、予定どおり終了できましたことに深く感謝申し上げます。なお、委員の皆様にも、お諮りいたします。特別委員会の報告書の作成は小委員会に取りまとめることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、特別委員会の報告は、小委員会において作成することいたします。

閉会宣告

○委員長(八木幹男議員) 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年度、美瑛町議会予算審査特別委員会を閉会します。

閉会挨拶

○委員長（八木幹男議員） 3日間にわたりまして予算審査特別委員会、各種議論を頂きまして、ありがとうございます。何せ不慣れなため口が回らないようなところもありましたが、皆様のご協力により無事納めることができました。これからまた本会議に迎えますので、ご審議方よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

午前10時36分 閉会